

指定第1号通所事業（通所型サービスA）  
デイサービスセンター東和荘のご紹介  
『重要事項説明書』

令和6年 4月 1日現在

目 次

	ページ
1 事業所経営法人	1
2 利用施設	1
3 職員の配置状況	2
4 事業所が提供するサービスと利用料金	2
5 利用の変更、追加、中止	4
6 非常災害時の対策	4
7 高齢者虐待防止について	4
8 防犯カメラの設置及び管理について	4
9 その他運営に関する事項について	5
10 苦情受付について	5
11 守秘義務等について	6



## 1 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 八起社
- (2) 法人所在地 名古屋市天白区植田山二丁目 101 番地
- (3) 電話番号 052-781-2859
- (4) 代表者 理事長 長谷川 弘之
- (5) 設立年月日 昭和29年12月20日

## 2 ご利用施設

- (1) 事業所の種類 知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービスA）（以下、事業所）という。  
\*特別養護老人ホーム東和荘に併設 通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービス事業一体型
- (2) 事業所の目的 当事業所は、適正な運営を確保するために必要な管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者等に対し適正かつ効率的な通所型サービスAを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター東和荘
- (4) 所在地 愛知県知多郡東浦町大字石浜字飛山池上 41 番地
- (5) 電話番号 0562-84-2460
- (6) 事業所長 下村 卓也
- (7) 運営方針 指定通所型サービスAは、要支援者、事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び集いの場等日常生活支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  
利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  
実施に当たっては、関係市町、知多北部広域連合、地域包括支援センター、居宅支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 平成29年10月1日
- (9) 通常の事業の実施区域 愛知県知多郡東浦町
- (10) 営業日および営業時間

営 業 日	火曜日と木曜日（祝日も営業します。） ただし、12月31日から1月3日を除きます。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分
送 迎	お迎えは午前8時30分から順次、お送りは午後1時30分から順次行います。
サ ー ビ ス 提 供 時 間	午前9時15分から午後1時30分まで

- (11) 利用定員 3名（1単位）

### 3 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

#### (1) 主な職員の配置状況

職 種	常 勤		非 常 勤		備 考
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
1 管理者		1名			
2 生活相談員		4名			常勤兼務4名は介護職員と兼務
3 介護職員	2名	6名	1名	1名	常勤兼務のうち3名は生活相談員と兼務、うち1名は看護職員と機能訓練指導員と兼務、うち1名は機能訓練指導員と特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護事業所機能訓練指導員及び特定施設介護職員と兼務、非常勤兼務1名は看護職員と機能訓練指導員と兼務
4 機能訓練指導員		2名		1名	常勤兼務のうち1名は看護職員と介護職員と兼務、うち1名は介護職員と特養及び短期入所生活介護事業所機能訓練指導員及び特定施設介護職員と兼務、非常勤兼務1名は看護職員と介護職員と兼務

#### (2) 主な職種勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1 生活相談員	勤務時間 8：30～17：15（常勤の場合）
2 介護職員	勤務時間 8：30～17：15（常勤の場合）
3 機能訓練指導員	勤務時間 8：30～17：15（常勤の場合）

### 4 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 当事業所では、利用者に対して次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを提供します。

①生活相談及び助言、レクリエーション

②健康状態の確認

\*利用者の健康状況の確認、把握に努めます。

③機能訓練

\*機能訓練指導員により利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④送迎

\*利用者の送迎を行います。

⑤入浴

\*ただし、希望する場合で入浴の費用は別途いただきます。

⑥食事の提供

\*ただし、希望する場合で食費は別途いただきます。

\*当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養や利用者の身体の状況、嗜好を考慮した食事を提供します。

\*利用者の自立支援のため、離床して食堂で食事を摂っていただくことを原則としています。

\*食事開始時間は11：45～12：30です。

(2) 第1号通所事業（通所型サービスA）の給付対象となるサービスの利用料金

下記の介護サービス費から給付額を除いた金額（自己負担額1割、2割または3割）と加算の合計の額をお支払いください。

7級地適用地域となりますので、1単位10.14円となります。

利用者に提供する食事、入浴にかかる費用は、別途いただきます。

【基本部分】

1ヶ月あたり（30日の場合）

要 介 護 度 分 区	基 本 位 単	通所型サービ ス A 費	自 担 己 額 割 1	自 担 己 額 割 2	自 担 己 額 割 3
要支援1・事業対象者 (週1回程度の利用)	1,187	12,036 円	1,204 円	2,408 円	3,611 円
要支援2・事業対象者 (週2回程度の利用)	2,517	25,522 円	2,553 円	5,105 円	7,657 円

【加算】

1回あたり

送 迎	基 本 位 単	加算額	自 担 己 額 割 1	自 担 己 額 割 2	自 担 己 額 割 3
送迎加算（片道）	30	304 円	31 円	61 円	92 円
送迎加算（往復）	60	608 円	61 円	122 円	183 円

(ア) 送迎加算は、実施した場合に片道1回30単位・往復60単位算定します。

(イ) 第1号通所事業（通所型サービスA）サービスについては、月単位の料金となります。なお、1ヶ月の利用回数等につきましては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との調整となります。

※日割りとなる場合は、以下のような場合で、（ ）内の日をもって日割り計算（要支援1・事業対象者（週1回程度の利用）1日につき39単位 要支援2・事業対象者（週2回程度の利用）1日につき83単位）を行います。

- ・月途中からサービス利用を開始した場合（契約日）
- ・月途中でサービス利用を終了した場合（契約解除日）
- ・月途中に要介護から要支援に変更になった場合（変更日）
- ・月途中に要支援から要介護に変更になった場合（変更日）
- ・同一市町村内で事業所を変更した場合（変更日）

(ウ) 上記の算定単位は、知多北部広域連合が定める単位であり、これが改定された場合は、利用者の自己負担額を変更します。

(3) 第1号通所事業（通所型サービスA）の給付対象とならないサービスと利用料金  
次のものについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①食費の実費 利用者に提供する食事にかかる費用です。

食費（おやつ代を含む）1回 575円

②入浴の実費

1回 300円

③レクリエーション活動

利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

※参加費 材料費等の実費

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者ご自身に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

⑤オムツ・包帯・ガーゼ・テープ・消毒液等については、ご持参願います。

#### (4) 利用料金のお支払い方法

前記(2)の利用料金、(3)などにかかる費用は、1ヶ月毎に計算しご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払ください。

##### ①金融機関口座からの自動引き落とし

どの金融機関でもご利用いただけます。(引き落とし手数料は事業者負担とします。)

自動引き落とし日は原則翌月26日となっておりますので、口座振替登録をされた口座にそれまでにご入金をお願いします。

##### ②窓口での現金払い

### 5 利用の変更、追加、中止

(1) 利用予定の前に、契約者及び利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。

①利用予定日の午前8時30分までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として次の料金をお支払いいただく場合があります。

ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(ア) 利用予定日の午前8時30分までに申し出があった場合 無料

(イ) 利用予定日の午前8時30分までに申し出がなかった場合 当日の食費・おやつ代(550円)

②サービスの変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を契約者及び利用者へ提示して協議します。

(2) 次の場合は、利用の中止をさせていただくことがあります。

①事故防止のため、事業所及び設備を使用するに当たって、職員の指示に従っていただけない場合

②利用者に伝染性疾患又は適切な加療を要する疾病が認められた場合

③風雨等による警報等が発令され、交通途絶その他、送迎に支障をきたすおそれがある場合

### 6 非常災害時の対策

(1) 火災、自然災害の非常事態への対策については、「東和荘消防計画」を定め、安全かつ迅速な対応に努めます。

(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施します。

### 7 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための委員会を定期的に開催し防止に努めます。

(2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。

(3) 苦情解決体制を整備します。

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

(5) サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に報告します。

### 8 防犯カメラの設置及び管理について

当事業所は、利用者等の安全と事故防止、事故発生時の早期発見及び施設での犯罪防止に資するため、防犯カメラの設置及び管理について次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 防犯カメラの設置者及び管理責任者について

①設置者 社会福祉法人八起社 理事長 長谷川弘之

②管理責任者 老人ホーム東和荘 総括荘長 下村 卓也

(2) 防犯カメラ等の設置について

防犯カメラ、映像表示機器及び録画レコーダ（以下「防犯カメラ等」という）の設置場所は、玄関、非常口及び館内の共有スペースとします。

(3) 防犯カメラの設置の表示について

防犯カメラの撮影区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置し、撮影している旨並びに防犯カメラの設置者名及び管理責任者名を表示します。

(4) 防犯カメラ等の管理について

設置者及び管理責任者以外は、防犯カメラ等の操作をし、及び画像の取扱いをしないこととします。ただし、設置者及び管理責任者が必要であると認めた場合には、防犯カメラ等の操作及び画像の取扱いをする操作取扱者（以下「操作取扱者」という。）を指定します。

(5) 画像の管理について

撮影された画像の管理は、次に掲げるとおりとします。

①設置者及び管理責任者並びに操作取扱者は、画像を編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のまま保管することとします。

②録画レコーダは、施錠のできる事務所内に保管し、30日間の保存期間を経過した画像は、上書きにより消去します。

(6) 画像の利用制限について

画像は、設置目的以外に利用しません。ただし、次に掲げる場合については、その限りではありません。

①法令に基づく場合

②捜査機関からの犯罪、事故の捜査等のための閲覧又は提出を求められ、協力の必要がある場合

③本人若しくはその家族の同意があるとき又は本人若しくはその家族に提供する場合

(7) 苦情等の処理について

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置又は運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ速やかに対応します。

## 9 その他運営に関する事項について

当事業所では次の委員会等を通し、安全性の高い事業所運営に努めます。

(1) 感染対策委員会

感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のため概ね月1回程度定期的に委員会を開催します。

(2) 給食委員会

食品の衛生管理、栄養管理、利用者の嗜好等について検討します。

(3) 衛生委員会

産業医の指導に基づき、職場環境の整備、改善、職員の健康管理等を検討します。

(4) 介護事故防止対策委員会

施設における介護事故の予防、その他安全管理についての改善策等の検討をします。

(5) 虐待防止推進委員会

利用者の人権の擁護、虐待の発生、再発の防止の推進、対策の整備を図ります。

## 10 苦情受付について

当事業所における苦情やご相談は次の窓口で受け付けます。

(1) 特別養護老人ホーム 東和荘 事務室 受付担当 山守・高場

受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:45～17:30（日祝祭日と12月29日～1月3日を除きます。）

TEL 0562-83-2878 FAX 0562-84-2448

(2) 行政機関その他機関での苦情受付

①国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談室

〒461-8532 愛知県名古屋市東区泉一丁目6番5号（国保会館）

TEL 052-971-4165 FAX 052-962-8870

②知多北部広域連合 事業課 給付係

〒476-0003 愛知県東海市荒尾町西廻間2番地の1 東海市しあわせ村内

TEL 052-689-2263 FAX 052-689-2265

③東浦町役場 ふくし課 社会高齢係

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地

TEL 0562-83-3111 (代表) FAX 0562-83-9756 (代表)

④社会福祉法人八起社 苦情解決のための第三者委員 仲井正俊・棚橋尚登

〒468-0001 愛知県名古屋市天白区植田山二丁目101番地 (社会福祉法人八起社 本部)

TEL 052-781-2859 FAX 052-781-3078

仲井正俊 TEL 052-801-7267・棚橋尚登 TEL 052-932-8469

## 11 守秘義務等について

秘密の保持及び利用目的については、次のように対応します。

- (1) 当事業所の職員は、当法人が定めた「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 当事業所の職員は、当法人が定めた「個人情報の利用目的」以外に個人情報を取り扱うことはいたしません。

ただし、医療上又は緊急に必要な場合には、医療機関等に対して、利用者に関する心身の情報を提供させていただくことがあります。